

# 第4回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年9月29日 9時30分開会 ～ 10時30分閉会
2. 開催場所 恵庭市役所 3階 301・302会議室
3. 出欠状況（出席委員15名）

1番	職務代理者	小寺 和雄	出席	
2番		姉崎 敏一	出席	
3番		橋本 佳文	出席	
4番		中島 和彦	出席	
5番		大岩 則子	出席	議事録署名員
6番		小山内 洋美	出席	議事録署名員
7番		工藤 伸一	出席	
8番		坂本 孝之	出席	
9番		西野 和文	出席	
10番		平野 貴史	出席	
11番		寺澤 順一	出席	
12番		中村 孝之	出席	
13番		田中 浩巳	出席	
14番		澤永 英樹	出席	
15番	会 長	西口 雅樹	出席	

## 4. 協議事項

- 報告第1号 委員会業務報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 現地目証明願の会長専決処分について
- 議案第1号 現地目証明願について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（知事処分）
- 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 5 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について
- 意見案第 1 号 農業振興地域整備計画の変更（編入・用途変更）について

## 5. 参与した職員

農業委員会事務局

局長	西中	紀和
次長	市川	忠志
主査	横式	信幸
	大高	慶寛
	関	将司

## 6. 議事内容

事務局長： 只今より第 4 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。  
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。  
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆様、おはようございます。  
秋の収穫最盛期の中、総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。  
今年度はかなり変わった天気、夏の猛暑から今までの残暑、長期間の雨もあり、作業的に皆さんご苦労されていると思っております。  
先般、札幌の会議でも、各地区の会長さんが集まっているわけですが、その中の話では、米に関しては、腹白のところもあり、等級にも影響するのかなとありました。ある地区では、今年は豊作と言われるけども、思った以上に収穫量が無いのかなと見えた部分もあります。その分、価格で補填できればと思っておりますが、原油をはじめ、色々なものが高騰しております。農業用資材もしかり、受益がどのくらい残るかわからないところでございます。  
まだ、収穫物が残っておりますので、好天が続くことを祈っております。  
他の地区では、移動の途中にハーvesterごとトラクターが転落したという事故もございました。皆さんも大きな農場をやっている関係上、大型機械の取り扱いが毎日のように続いておりますので、十分にケガの無いように最後まで作業を続けていただけたらと思います。  
本日も、慎重なるご意見をいただきながら総会を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

事務局長： ありがとうございます。  
恵庭市農業委員会会議規則第 5 条第 3 項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、日程 1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、議事録署名員の指名を行います。  
5 番大岩委員、6 番小山内委員を指名します。よろしくお願いたします。  
続きまして、日程 2「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局長： それでは、「議事日程について」ご説明いたします。  
議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。  
本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。報告が 3 件、議案が 5 件、意見案が 1 件となります。  
日程 3、報告第 1 号は、令和 5 年 8 月 29 日から 9 月 28 日までの委員会業務の報告となります。  
日程 4、報告第 2 号は、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 1 件。  
日程 5、報告第 3 号は、現地目証明願の会長専決処分について 3 件。  
日程 6、議案第 1 号は、現地目証明願について 1 件。  
日程 7、議案第 2 号は、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、売買が 1 件。  
日程 8、議案第 3 号は、農地法第 4 条の規定による許可申請について（知事処分）、XXXXXXXXXXのXXXXによる転用が 1 件。  
日程 9、議案第 4 号は、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について 9 件。  
日程 10、議案第 5 号は、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について 8 件。  
日程 11、意見案第 1 号は、農業振興地域整備計画の変更（編入・用途変更）についてとなります。  
以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

---

### 報告第 1 号 委員会業務報告について

会 長： 日程 3、報告第 1 号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第 1 号「委員会業務報告について」 ご報告いたします。  
令和 5 年 8 月 29 日から 9 月 28 日までの業務報告となります。  
8 月 29 日 第 3 回恵庭市農業委員会総会  
農地利用状況調査・作況調査  
9 月 1 日 現地調査  
9 月 14 日 恵庭市議会第 3 回定例会（初日）  
9 月 15 日 農地法第 3 条聞き取り調査・現地調査  
9 月 20 日 現地調査  
9 月 25 日 北海道農業会議第 6 回常設審議委員会  
以上、委員会業務報告となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

---

### 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

会 長： 日程 4、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」  
このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。  
番号 1、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、公簿、畑と田、現況、畑、

面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、権利の取得日、令和5年5月22日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和5年9月6日に届出されております。

以上、1件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

---

### 報告第3号 現地目証明願の会長専決処分について

会 長： 日程5、報告第3号「現地目証明願の会長専決処分について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第3号「現地目証明願の会長専決処分について」

このことについて、下記のとおり専決処分を行ったので報告いたします。  
番号1番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、田と畑、申請、宅地、認定、非農地、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、利用状況、[REDACTED]、所有者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、証明願出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、現地調査ですが、小山内委員、事務局で令和5年9月1日に実施しております。

番号2番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑、申請、宅地、認定、非農地、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、利用状況、[REDACTED]、所有者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、証明願出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、現地調査ですが、大岩委員、事務局で令和5年9月20日に実施しております。

番号3番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑、申請、宅地、認定、非農地、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、利用状況、[REDACTED]、所有者、[REDACTED]の[REDACTED]、証明願出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、現地調査ですが、大岩委員、事務局で令和5年9月20日に実施しております。

以上、3件の専決処分を行いましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

---

### 議案第 1 号 現地目証明願について

会 長： 日程 6、議案第 1 号「現地目証明願について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 1 号「現地目証明願について」

このことについて、下記のとおり申請があったので証明してよろしいか伺います。

番号 1、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、公簿、畑、申請、雑種地、認定、非農地、面積、XXXXXX㎡、利用状況、XXXXXX、所有者、証明願出者共に、XXXXXXのXXXXXXさん、現地調査ですが、西口会長、小寺代行、中村委員、田中委員、事務局で令和 5 年 9 月 15 日に実施しております。場所につきましては、地図番号 1 番、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXの斜線の土地でございます。

こちらの土地につきましては、昭和 56 年の水害の際の工事の残土が大量に入れられており、復旧はかなり困難となることや、XXXXXXXXXXにより周辺の農地から分断されていることから、非農地とすることはやむを得ないとしております。

以上、1 件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

---

### 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

会 長： 日程 7、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。  
番号 1 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑と田、現況、畑、面積、[REDACTED] m<sup>2</sup>、譲渡人、[REDACTED]の [REDACTED]さん、[REDACTED]の [REDACTED]さん、理由、[REDACTED]。譲受人、[REDACTED]の [REDACTED]さん、耕作面積、[REDACTED] ha、家畜、なし、理由、[REDACTED]。権利区分、売買、価格、10 a 当たり [REDACTED]円、総額 [REDACTED]円。場所につきましては地図番号 2 番、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]斜線の土地となります。  
なお、この申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可要件に適合するものでございます。  
以上、1 件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。  
この案件対しまして、聞き取り調査を開催しております。  
工藤委員より報告願います。

工藤委員： 当委員会の取り決めであります、農地法第 3 条申請に伴う聞き取り調査の結果を報告いたします。9 月 15 日、譲受人であります、[REDACTED]の [REDACTED]さんに出席をいただき、聞き取り調査を行いました。  
聞き取り調査にあたっては、[REDACTED]さんの経営地の確認、取得理由、譲渡価格、今後の営農計画を確認しました。詳細は事務局より説明のあったとおりです。  
他の委員から特に異議がなく、聞き取り調査を終了しました。

会 長： 只今、聴取委員長からも説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

---

### 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（知事処分）

会 長： 日程 8、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（知事処分）」の審議であります。本案件は、委員の案件となりますことから、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限につき、当該委員の案件に際しては退席を願いますのでご了承ください。  
それでは、[REDACTED]の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（知事処分）」このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。  
番号 1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]㎡、転用目的、[REDACTED]、権利区分、所有権、申請者、[REDACTED]の[REDACTED]、現地調査ですが、西口会長、小寺代行、中村委員、田中委員、事務局で令和 5 年 9 月 15 日に実施しております。場所につきましては、地図番号 3 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。次ページ以降、3 の 2 から 3 の 5 につきましては、求積図及び建物の図面等となっております。なお、こちらについては、申請者代表の母親が所有しており、昨年 1 月に相続を受けたものでございます。現在、[REDACTED]で使用していることから、撤去せず今後も使用するため、現状を是正すべく所有者に変わり申請があったものでございます。  
以上、1 件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

---

### 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について



会 長： 日程 9、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」の審議であります。本案件中、2 件が委員の案件となりますことから、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限につき、当該委員の案件に際しては退席を願いますのでご了承ください。  
まず初めに、項番号 1 番について審議いたしますので、■■■■の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」  
農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、市より決定の求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。  
所有権の移転をする者は、全て■■■■でございますので省略いたします。  
番号 1 番、所有権の移転を受ける者、■■■の■■■さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■  
㎡、場所につきましては地図番号 4 番、4 の 1、■■■■、  
■■■■の斜線の土地となります。4 の 2、■■■■、  
■■■■の斜線の土地となります。  
所有権の移転を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。  
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。  
次に、項番号 9 番について審議いたしますので、■■■■の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 番号 9 番、所有権の移転を受ける者、■■■の■■■さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■  
㎡、場所につきましては地図番号 12 番、■■■■、  
■■■■の斜線の土地となります。

所有権の移転を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。  
それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事 務 局： 番号 2 番、所有権の移転を受ける者、                    の                    、土地の所在、                    、地目、公簿、現況共に、田、面積、                      
                    m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 5 番、                    、                    の斜線の土地と、                    、                    の斜線の土地となります。

番号 3 番、所有権の移転を受ける者、                    の                    さん、土地の所在、                    、地目、公簿、現況共に、田、面積、                      
                    m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 6 番、                    、                    の斜線の土地となります。

番号 4 番、所有権の移転を受ける者、                    の                    さん、土地の所在、                    、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、                      
                    m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 7 番、                    、                    の斜線の土地となります。

番号 5 番、所有権の移転を受ける者、                    の                    さん、土地の所在、                    、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、                      
                    m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 8 番、                    、                    の斜線の土地となります。

番号 6 番、所有権の移転を受ける者、                    の                    、土地の所在、                    、地目、公簿、現況共に、田、面積、                      
                    m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 9 番、                    、                    の斜線の土地となります。

番号 7 番、所有権の移転を受ける者、                    の                    さん、土地の所在、                    、地目、公簿、現況共に、田、面積、                      
                    m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 10 番、                    、                    の斜線の土地となります。

番号 8 番、所有権の移転を受ける者、                    の                    さん、土地の所在、                    、地目、公簿、現況共に、畑、面積、

■■■■■㎡、場所につきましては地図番号 11 番、■■■■■、■■■■■  
■■■■■の斜線の土地となります。

所有権の移転を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の  
各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

---

### 議案第 5 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

会 長： 日程 10、議案第 5 号「利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」  
事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 5 号「利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」  
農地法第 30 条の規定により、令和 5 年 8 月 29 日に利用状況調査を行っ  
た結果、下記のとおり農地・非農地の判定を求めます。  
別紙一覧につきましては、先月実施した利用状況調査の内容と同一とな  
っておりますことから、読み上げは省略いたします。  
調査を行ったどの土地につきましても、周辺の農地から分断されており、  
更に面積も小さいことから、復旧しても再び同様の状況となる可能性が  
高いことから、一覧の全農地について非農地判定とせざるを得ないもの  
と考えております。  
以上、該当の土地について非農地と判断してよろしいか、ご審議賜ります  
ようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

---

## 意見案第 1 号 農業振興地域整備計画の変更(編入・用途変更)について

会 長： 日程 11、意見案第 1 号「農業振興地域整備計画の変更(編入・用途変更)について」事務局より説明願います。

事 務 局： 意見案第 1 号「農業振興地域整備計画の変更(編入・用途変更)について」このことについて、市より農用地区域の変更に関して意見の提出を求められたので意見を問う。

番号 1 番、申請者、[ ]の[ ]、計画変更に係る土地、[ ]、面積、[ ]m<sup>2</sup>、現況地目、畑、用途区分、農用地、変更内容、農業用施設用地への用途変更、変更の理由、[ ]の設置に伴い、用途変更する。場所につきましては地図番号 21 番、[ ]、[ ]の斜線の土地となります。

番号 2 番、申請者、[ ]の[ ]さん、計画変更に係る土地、[ ]、面積、[ ]m<sup>2</sup>、現況地目、畑、用途区分、農用地、変更内容、農用地区域への編入、変更の理由、当該申請者より、農用地区域への編入を求める申出があり、現状農地として利用されていることから、農業上の利用を確保すべき土地と判断し、農振法第 10 条第 3 項第 1 号の規定により農用地区域に編入する。場所につきましては地図番号 22 番、[ ]、[ ]の斜線の土地となります。  
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。  
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。  
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第 4 回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 5 番 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 6 番 委員 \_\_\_\_\_